

## 地域医療体制確保及び外科医療体制確保のための連携協定書

東松山市立市民病院（以下、「甲」という。）と埼玉医科大学総合医療センター（以下、「乙」という。）は、手術・高度な医療に関する機能分化・集約及び地域の外科医療体制確保のため、次のとおり医療連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は甲及び乙が相互に緊密な医療連携を行うことで地域医療体制確保及び外科医療体制確保することを目的とする。

### （連携体制条件）

第2条 甲は乙の定める医療連携協力施設であること。

### （連携実施内容）

第3条 甲は手術・高度な医療に関する機能分化を推進するため、手術及び高度な医療を必要と考える場合には、患者の希望を考慮のうえ、乙を含めた医療機関へ紹介するものとする。

2 前項に定める手術については、医科診療報酬点数表第2章第10部通則23に該当する手術とする。

3 地域における外科医療体制確保のため、乙は集学的な治療後の処置及び術後のフォローアップのための定期診察については甲へ紹介し共同して診察にあたるものとする。共同して診察にあたり、術後連携手帳などを活用するものとする。

4 患者にかかりつけ医がいる場合、甲と乙はかかりつけ医と共同して診療にあたるものとする。

### （連携期間）

第4条 本協定に基づく連携期間は、本協定締結日が属する年度末までとする。なお、期間の満了する1ヵ月前までに甲及び乙のいずれからも本協定を終了する旨の意思表示が無い場合は、期間満了日の翌日から更に1か年延長するものとし、以降の更新についても同様とする。

2 甲は、本協定の更新時期に関わらず乙との連携を終了とする場合、速やかに乙に対して本協定終了を申し出ること。

(連携に関する表示)

第 5 条 甲及び乙は、相互のホームページまたは施設内、発行する各種案内冊子等いずれかに対象手術の実施体制及び術後のフォローアップ体制等について公表し、患者に説明することとする。

以上を証するため本協定書を 2 通作成し、甲及び乙はそれぞれ押印のうえ、各 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 5 月 28 日

甲 埼玉県東松山市大字松山 2392 番地  
東松山市立市民病院

病院長 野村 恭一

乙 埼玉県川越市大字鴨田 1981 番地  
埼玉医科大学総合医療センター

病院長 別宮 好文